

議 事 録

会議の名称	令和7年第2回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年2月25日(火) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター3階レクチャールーム1
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第8号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第9号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(4) 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第11号議案 農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について</li> <li>(6) 第12号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について</li> <li>(7) 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(10) 報告第8号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年第2回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和7年第2回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 本庄農業振興地域整備計画の変更について(別冊)</li> <li>4 事務局連絡事項</li> </ol>
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第2回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第2回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席9番反町辰夫委員、議席10番鈴木誠次委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案6件及び報告4件です。</p> <p>はじめに、第7号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第7号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第7号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買及び贈与による所有権移転4件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございしますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1から整理番号4までをご説明いたします。はじめに、</p>

	<p>整理番号 1 でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席 1 8 番 坂爪委員でございます。</p> <p>次に整理番号 2 でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑 3 筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席 9 番反町委員でございます。</p> <p>次に整理番号 3 でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席 1 3 番田端会長でございます。</p> <p>次に整理番号 4 でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席 6 番金子委員でございます。</p> <p>整理番号 1 から整理番号 4 までの申請地位置図は、3 ページから 6 ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	整理番号 1 について、議席 1 8 番坂爪委員の報告を求めます。
坂爪委員	<p>整理番号 1 について、1 8 番坂爪より報告させていただきます。2 月 2 0 日午後 1 時頃、新井伸幸推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書 3 ページ 3 - 1 の地図をご覧ください。申請地は、正楽寺より南西に約 1 5 0 メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、ねぎを作付け予定とのこと。受人の年齢は 5 9 歳、本人の農業従事日数は 3 0 0 日です。農機具は、トラクター 2 台、管理機 3 台、トラック 2 台、ねぎ掘機 1 台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われま。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われま。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号 2 について、議席 9 番反町委員の報告を求めます。
反町委員	<p>整理番号 2 について、9 番反町より報告させていただきます。2 月 1 9 日午後 1 時 3 0 分頃、高田推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書 4 ページ 3 - 2 の地図をご覧ください。申請地は、本庄東高等学校附属中学校より西に約 2 8 0 メートルに位置</p>

	<p>しております。</p> <p>申請事由は贈与です。申請地は、ブロッコリーを作付け予定とのことです。受人の年齢は69歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター2台、耕うん機3台、動力噴霧器2台、野菜移植機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。</p>
倉林推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉林より整理番号3について報告させていただきます。2月22日午前9時頃田端会長と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は、千本桜橋より北に約70メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、きゅうり、なす、トマトを作付け予定とのことです。受人の年齢は66歳、本人の農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具は、軽トラック1台、トラクター1台、耕うん機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、議席6番金子委員の報告を求めます。</p>
金子委員	<p>整理番号4について、6番金子より報告させていただきます。2月22日午後5時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-4の地図をご覧ください。申請地は、児玉郡市広域消防本部本庄分署より北西に約240メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。申請地は、ブロッコリーを作付け予定とのことです。受人の年齢は73歳、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター2台、軽トラック3台、1.5トントラック1台、管理機1台、耕うん機2台、移植機2台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、</p>

	何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第8号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第8号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>第8号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、8ページから10ページまでをお願いいたします。申請件数は、5件です。畑24筆の面積合計14,668.59平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>

	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第9号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第9号議案をご説明いたしますので、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>第9号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-エの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、12ページをお願いいたします。申請件数は、2件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆です。令和5年6月14日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、13ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、運送事業所及び駐車場用地としての転用許可でしたが、点呼場及び駐車場用地とする計画変更でございます。</p> <p>計画変更の理由でございますが、運送事業所に係る部分で、申請人は当初、申請地へ新規営業所の設置が必要と考えていましたが、申請地が本社営業所から10km圏内に位置しており、営業所の設置が不要であることが判明し、折からの建築費、燃料費等の高騰のため、費用の軽減を図るべく、当初の営業所の計画から簡易なプレハブの設置による点呼場として変更することとしました。</p> <p>また造成工事の中で井戸が発見され、調査の結果、使用可能との判断に至り、井戸水を利用した洗車スペースを設置し、水道料の節約を図ることといたしました。</p> <p>さらに夕方以降、夜間に明かりがないことが確認されたため、安全性を確保するため照明を設置することとしました。なお、駐車場に係る部分については変更はございません。以上の理由により事業計画を変更したいため、今回の計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>引き続き、整理番号2をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のと</p>

	<p>おりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆です。令和6年12月18日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、14ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、建売分譲住宅用地としての転用許可でしたが、建築条件付売買予定地とする計画変更でございます。</p> <p>計画変更の理由でございますが、申請人は、当初の建売分譲住宅を計画しておりましたが、顧客のニーズを受けた間取りの調整ができる建築条件付売買による需要が高いため、今回の計画変更申請に至ったものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第10号議案をご説明いたしますので、議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>第10号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、16ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転3件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高関地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、車両置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-1については、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口」いわゆるインターチェンジから300m以内に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する</p>

	<p>限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の田3筆、雑種地1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号3でございます。16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席19番出牛委員の報告を求めます。</p>
出牛委員	<p>整理番号1について、19番出牛より報告させていただきます。2月18日午前11時頃、小賀野推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書17ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は、国道462号四方田の交差点から南西方向へ約50メートルに位置しております。農地の周囲は、高速道路や国道、河川に囲まれています。</p> <p>申請目的は車両置場用地としての所有権移転となっております。申請人は申請地の北側で自動車の整備業を営んでおります。これまで買い替え等によ</p>

	<p>り引き取っていた車両は即廃棄処分としていましたが、近年の修理機材の高騰や、車両部品の不足等に対応するため、引き取り車両の部品を再利用することとしました。そのための一時的な車両置き場が必要となり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木委員	<p>5-2の自己用住宅用地について、10番鈴木より報告させていただきます。2月20日午前10時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、長興寺より南東方向へ約200メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は、申請地付近の自宅で同居人と生活しており、結婚を考えるなかで現在の住居では手狭になるため、住環境の変わらない自宅付近で住宅の建設を計画し、今回の申請に至りました。なお、農地転用許可後は、現在住んでいる自宅は、娘に所有権移転をする予定です。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。</p>
倉林推進委員	<p>5-3の自己用住宅用地について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。2月22日午前9時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書19ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、千本桜橋から、北西約170メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、自己用住宅用地としての所有権移転となっております。受人は現在、市内の借家にて妻と子供の3人で生活しています。子どもの成長に伴い、自己用住宅の建設を計画し、各地の物件を検討したところ、今回の申請に至ったとのこと</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、</p>

	ご報告いたします。
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第11号議案「農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第11号議案をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたします。</p> <p>第11号議案、農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について、本議案は、農地の競売に参加するため、提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格者であることについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>競売物件となっている農地については、申請人が農地法第5条の規定による許可申請を行った場合と同様の基準に基づいて、許可基準を満たしているかを判断いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨の意見を付し埼玉県へ送付するものとなっております。本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する案件で、入札期間は令和7年4月2日から4月9日まで、開札期日は令和7年4月16日午前10時となっております。</p> <p>また、今後裁判所におきまして最高価買受申出人になった申請人が、今回の証明願と同じ内容で農地法第5条の規定による許可申請を行った場合は、総会での審議を経ずに許可相当として埼玉県へ送付するものとなっております。</p> <p>証明願の内容については、21ページをお願いいたします。交付申請件数は、1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをお願いいたします。申請人は、市外に居</p>

	<p>住していますが、居住地では人口減少による公共交通サービスの廃止等が検討されているなかで、申請地が競売物件となっていることを知り、生活関連施設の充実した申請地に移住したいと考え、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地の農地区分でございますが、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請人は買受適格を認められる者であると判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、議席11番宮部委員から報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番、宮部より報告させていただきます2月21日午前10時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書22ページの地図をご覧ください。申請地は児玉警察署から南西へ約150mに位置しております。申請目的は自己用住宅用地です。</p> <p>申請人は市外の自宅にて、妻と2人で生活しています。現在、申請人が住んでいる地域は人口減少により将来的に路線バスが廃止される可能性があるため、駅やスーパー等が近くにある申請地に移住したいと考え、今回の申請に至ったとのことです。なお、申請地を落札した際には、現在住んでいる自宅は売却する予定とのことです。</p> <p>用途地域は準工業地域で周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われれます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第12号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第12号議案をご説明いたしますので、議案書23ページをお願いいたします。第12号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申</p>

	<p>出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページから5ページまでをお願いいたします。農用地区域からの除外1件となっております。</p> <p>農用地区域内の農地の除外については、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっております。</p> <p>変更内容でございますが、土地収用法第3条に該当する施設、地方公共団体が設置する公園施設に関する事業に係る申出で、除外が可能なものでございます。</p> <p>事案番号1の8ページ「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、栗崎地内の田9筆及び畑13筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、本庄総合公園駐車場の整備を目的とした敷地拡張です。9ページ及び10ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要及び関係法令に基づく許認可等は、なしです。11ページが「位置図」、12ページが「付近案内図」、13ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。14ページ及び15ページが「公図の写し」、16ページが「事業計画図」、17ページが本申出に係る「埼玉県告示第441号本庄都市計画公園の事業認可」となります。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第5号をご説明いたしますの</p>

	<p>で、議案書 24 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 5 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、25 ページから 27 ページまでをお願いいたします。専決処分件数は、15 件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第 6 号をご説明いたしますので、議案書 28 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 6 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、29 ページをお願いいたします。専決処分件数は、5 件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第 7 号をご説明いたしますので、議案書 30 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、31 ページをお願いいたします。受理件数は、5 件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> <p>続きまして、報告第 8 号をご説明いたしますので、議案書 32 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 8 号、農業用施設（2 アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、33 ページをお願いいたします。専決処分件数は、1 件です。2 アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>

事務局長	<p>次に、議事日程 5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和 7 年第 2 回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>
------	--